**交通安全教育指針(抜粋)**

**第１章　交通安全教育を行う者の基本的な心構え**

　交通安全教育を行う者は、これを効果的かつ適切に行うため、以下の事項に留意する必要がある。

**１　交通安全教育の意義についての理解**

　交通安全教育の指導を行う者（以下「指導者」という。）は、交通安全教育が道路交通の安全を確保するための重要な手段であること及び交通安全に関する施策全体における交通安全教育の役割を理解するとともに、担当部分の交通安全教育の体系における位置付け、達成目標等を十分に把握した上で、交通安全教育を実施することが必要である。

**２　受講者の特性等に応じた教育の内容及び方法の選択**

　交通安全教育のカリキュラムを策定したり、指導事項を選定したりするに当たっては、年齢、主な通行の態様、業務の態様等の交通安全教育を受ける者（以下「受講者」という。）の特性に応じたものにするとともに、地域の道路及び交通の状況、実施時期、天候等に配慮することが必要である。

なお、交通安全教育のカリキュラムを策定して交通安全教育を行う場合は、カリキュラムに従ってその内容及び方法を設定することとし、また、カリキュラムを策定せずに交通安全教育を行う場合は、指導の時点において適当と考えられる事項を選定して指導することとする。

**３　受講者の理解を深める交通安全教育の実施**

　受講者が自ら進んで交通ルール（道路交通に関して法令に定められた決まり事をいう。以下同じ。）を遵守し、交通マナー（道路及び交通の状況に応じて、配慮しなければならない事項（交通ルールを除く。）をいう。以下同じ。）を実践できるようにするためには、単に受講者に交通ルール等（交通ルール及び交通マナーをいう。以下同じ。）を覚えさせ、これらを遵守し、実践するよう指導するだけでなく、交通ルール等が交通の秩序を維持し、交通事故を防止するため果たす役割を理解させる必要がある。

そこで、指導者は、交通安全教育の実施に当たっては、それぞれの交通ルール等が定められている理由を示し、これらを守らない場合の危険及び周囲の人への迷惑について具体的に説明するなど、受講者の理解を深めるよう努めることが必要である。また、指導者は、交通安全教育を進めるに当たっては、受講者と共に交通安全について考え、必要により受講者間で話合いをさせるなど、受講者が自ら考えることにより教育の内容を理解できるように教育手法を工夫するとともに、適宜質問を発するなど常に受講者の習得の程度を把握しながら交通安全教育を進めるよう配慮する必要がある。

**４　参加・体験・実践型の教育手法の活用**

　受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用することが必要である。例えば、実際に道路外のコースで自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）若しくは自転車を運転させ、又は歩行者としてコースを通行させることにより、技能及び知識の習得の程度を認識させたり、実験により自動車の死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいう。以下同じ。）、制動距離、シートベルトの効果等を確認させたり、ビデオ等の視聴覚教材又は運転シミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的又は擬似的に体験させたりするなど、様々な工夫をすることが望ましい。

**５　交通安全教育の効果の測定**

　交通安全教育は、常にその効果を測定しながら実施することが必要である。受講者に対して、実施前及び実施後にアンケート等を行って技能及び知識に関する習得の程度を把握したり、交通安全教育の受講者の交通事故発生状況と未受講者のそれとを比較したりすることにより、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直すなど、常に効果的な交通安全教育が実施できるようにする必要がある。

**６　社会情勢等に応じた交通安全教育の内容の見直し**

　交通安全教育の具体的な内容は、社会情勢等の変化に対応したものでなければならない。このため、指導者は、交通事故の発生状況の推移、道路交通に関する制度改正の動向等について情報収集を常に行い、必要に応じて教育の内容を見直すことが必要である。

**７　受講者のプライバシーへの配慮**

　受講者が安心して交通安全教育を受けられるようにするため、交通安全教育の実施に関して知り得た受講者の自動車の運転に関する経歴等の取扱いについては、プライバシー保護の観点から十分な注意を払う必要がある。

**８　関係機関・団体相互の連携（省略）**

**第２章　交通安全教育の内容及び方法**

**第５節　成人に対する交通安全教育**

**２　免許取得後の交通安全教育**

　免許取得後の交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

**(1)　免許取得後の交通安全教育の目的**

　自動車教習所においては、免許取得時に、自動車等の運転に関する基本的な交通安全教育が行われているが、初心運転者については、正しい運転の技能及び知識が定着しているとは限らず、また、それ以外の運転者についても、自動車教習所等で習得した技能及び知識から逸脱した運転方法が身に付いてしまうことがある。さらに、自動車教習所における教育を受けないで免許を取得する者もいる。

　このため、既に免許を受けた者に対しても、機会をとらえて運転適性指導（自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導をいう。以下同じ。）及び運転技能指導（自動車等の運転に必要な技能に関する指導をいう。以下同じ。）を実施することにより、運転適性及び運転技能を客観的に把握させるなどして、安全運転に必要な技能及び知識を定着させる必要がある。

　また、急ブレーキ、横滑り等により自動車を制御することが難しくなることを理解させるなどにより、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる必要がある。

　さらに、運転者は、交通情勢の変化並びに加齢に伴う身体の機能及び運転技能の変化に対応して必要な技能及び知識を生涯を通じて習得することが求められることから、生涯学習の一環として、免許取得後の交通安全教育が行われる必要がある。

　そこで、免許取得後の交通安全教育は、運転者に安全運転に必要な技能及び知識の理解を深めさせるとともに、交通社会の一員として自己の安全のみならず他の人々及び社会の安全に自主的に貢献することができる運転者へと育成することを目的とする。

**(2)　免許取得後の交通安全教育の内容**

**ア　四輪車の運転者に対する交通安全教育**

**(ア)　運転に関する基本的事項の再教育**

**ａ 目標**

自動車を安全に運転するために必要な基本的事項を再確認させ、技能及び知識の定着を図る。

**B　内容**

**(a)　自動車の点検**

　　　　　　 日常点検及び定期点検の重要性を認識させるとともに、確実に点検することができるようにするため、以下の事項について、点検させるなどにより体験的に習得させる。

①　点検要領

　　　　　　　　教則第４章第３節１に示された点検箇所、点検事項及び点検の実施方法を参照して実施すること。

②　装備品等の取扱い

　　　　　　　　発炎筒、赤ランプ、停止表示器材（停止表示板及び停止表示灯をいう。以下同じ。）等の取扱い

**(b)　運転姿勢、装置の操作等**

　　　　　安全運転は基本的な事項を実践することから始まることを理解させ、以下の事項を確実に実践することができるように指導する。

① 運転姿勢等

　　　　　　　　 正しい運転姿勢をとることにより、運転席からの視界が広がり、装置の確実な操作を可能とすること。また、周囲の交通の状況等に対する注意が不十分になるため、走行中に携帯電話等を使用したり、カーナビゲーション装置等に表示された画像を注視したりしないこと。

② 装置の操作

　 ハンドル、アクセル、ブレーキ、クラッチ等の正しい操作の方法

③ シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用

　 シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用の重要性並びに正しい着用及び利用の方法

**(c)　ブレーキの掛け方**

　　 　　　　 できる限り短い距離及び安定した状態で停止するためのブレーキの操作方法を指導する。

**(d)　運転方法の基本**

　　　　　　　正しい運転の技能及び知識を定着させ、自動車教習所等で習得した技能及び知識から逸脱した運転方法を正しい運転方法に修正するため、実際に自動車を運転させたり、運転シミュレーターを用いたりするなどして、進路変更、右左折、交差点の通行等について観察し、問題点を指摘して、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践した正しい運転方法を指導する。

**(e)　交通事故及び故障の場合の措置**

　 　　　　 交通事故が起きた場合及び自動車が故障した場合に、交通事故が更に発生することを防止するための措置、負傷者に対する応急救護処置等を速やかにとることができるようにするため、以下の事項を指導する。

　 　　　　①　交通事故の場合の措置

　 　　 　　　交通事故が更に発生することを防止するための措置、応急救護処置、警察官への報告等

　 　　　②　自動車が故障した場合の措置

　　　 　　　自動車の安全な所への移動、停止表示器材等による表示、故障車両の牽引等

**(f)　交通事故の発生状況等**

　 　 　　　　交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの重要性を、交通事故の実例を挙げ、その発生原因について話合いをさせるなどして理解させる。あわせて、道路交通法等の法令の改正、交通事故の発生状況等の自動車の運転者に必要な情報を提供する。

**(イ)　危険の予測と回避**

**ａ　目標**

自動車を安全に運転するために必要な、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。また、歩行者、自転車の利用者、二輪車の運転者等の特性を理解させ、交通事故を防止するため必要な事項を習得させる。

**ｂ　内容**

**(a)　具体的な場面を設定して行う危険の予測と回避**

走行中の自動車は、走行速度に応じ一定の範囲の危険空間を生じさせること及び安全に自動車を運転するためには、その危険空間を的確に管理することが重要であることを理解させた上で、以下のような場面を設定して、実際に自動車を運転させたり、運転シミュレーターを用いたりして、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。

①　死角からの歩行者又は車両の飛び出し

②　交差点の通行

③　追越し

④　カーブの通行

⑤　その他地域の実情により注意すべき場面

**(ｂ)　道路を通行する他の者の特性**

歩行者、自転車の利用者、二輪車の運転者等の特性を、これらの者が当事者である以下のような典型的な交通事故の実例を挙げて説明し、理解させる。

① 歩行者

交差点における右左折時の事故、信号無視又は走行中の車両の直前若しくは直後の横断による事故、飛び出しによる事故等

② 自転車の利用者

交差点における出会い頭事故等

③ 二輪車の運転者

カーブにおけるはみ出し事故、交差点（環状交差点を除く。）における右折時の直進車との事及び直進時の右折車との事故等

**(c)　急ブレーキ**

高速で走行している場合又はぬれた路面を走行している場合に急ブレーキを掛けると、自動車を制御することが難しいこと、このような場合は、制動距離が極端に長くなること等を体験させるなどにより、急ブレーキを掛ける必要のない運転の重要性を理解させる。

さらに、アンチロックブレーキシステム（走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できる装置をいう。）を備えた自動車を用いて指導する場合には、その機能を説明し、緊急時におけるブレーキの掛け方を指導する。

**(d)　横滑りの危険性**

　　　　 ぬれた路面等の滑りやすい路面において急ブレーキを掛けたり、急なハンドル操作をしたりするなどしてタイヤが横滑りを起こした場合は、自動車を制御することが難しくなることを実際に体験させるなどして理解させ、滑りやすい路面では細心の注意を払って自動車を運転する必要があることを指導する。

**（ウ） 状況に応じた運転能力の向上**

**ａ　目標**

夜間の運転、雨、雪、霧等の悪天候時の運転、高速道路での運転等の様々な状況下における運転に必要な能力を向上させる。

**ｂ　内容**

**(a)　夜間の運転**

① 夜間における道路及び交通の状況

　 夜間においては、視界が悪くなり、暗い色の服装をした人が見えにくくなったり、対向車の後方を横断している歩行者に気付きにくくなったりするなど状況把握が困難になること、速度感覚が鈍り速度超過になりがちなこと及び過労運転又は酒酔い運転をする者、酔って歩く者等がいること等のため、昼間より慎重な運転が必要であることを指導する。

② 蒸発現象

自分が運転する自動車と対向車の前照灯で道路の中央付近の歩行者が見えにくくなる蒸発現象を実際に体験させるなどしてその危険性を理解させ、横断中の歩行者に十分に注意した運転が必要であることを指導する。

③ 眩惑

対向車の前照灯のまぶしさのため、一時的に視力が低下する眩惑を実際に体験させるなどしてその危険性を理解させ、対向車の前照灯がまぶしいときは、視点をやや左前方に移して目がくらまないようにすることが必要なことを指導する。

**(b)　雨天時の運転**

　　 　　雨天時は視界が悪くなるため、ワイパーを作動させるなどして視界を確保する必要があること、道路が滑りやすくなることにより、ブレーキを掛けた場合に制動距離が晴天時に比べて長くなったり、急ブレーキ、急なハンドル操作等が横滑り等の原因になったりすること、高速で走行する場合に、ハイドロプレーニング現象（タイヤが浮いて、ハンドル及びブレーキが効かなくなる現象をいう。以下同じ。）が起こるおそれがあること等を理解させ、晴天時より慎重な運転が必要であることを指導する。

**(c)　雪道等の運転**

　雪道及び凍り付いた道路（以下「雪道等」という。）は大変滑りやすいことから、タイヤにタイヤチェーン等の滑り止め装置を着け、又はスノータイヤ、スタッドレスタイヤ等の雪路用タイヤを着けて運転すること及びブレーキを掛けた場合に自動車を制御することが難しくなるなど雪道等における運転が危険であることを理解させ、雪道等で運転する場合の事前準備、速度を十分に落として車間距離を十分にとった運転の必要性、轍のある道路及び坂道での運転方法等を指導する。

**(d)　霧の場合の運転**

霧が発生すると視界が狭くなることを理解させ、霧の場合に運転するときは、霧灯（淡黄色等の補助前照灯をいう。以下同じ。）があるときは霧灯を、ないときは前照灯を早めにつけること、速度を落として運転すること、危険防止のために必要に応じて警音器を使用すること等の霧の場合に運転者がとるべき必要な措置を指導する。

**(e)　高速道路での運転**

　　 　　 自動車の点検等の高速道路を通行する前の心得について確認するとともに、本線車道への進入、一定速度での走行、十分な車間距離の確保、車線変更、追越し、強風時における運転等の走行に関する事項を指導する。

**（エ） 安全運転に必要な科学的知識の習得**

**ａ　目標**

　 自動車等を安全に運転するために必要な科学的知識について理解を深めさせる。

**ｂ　内容**

**(a)　性格と運転の関係**

運転者の性格と運転の関係を説明し、運転適性指導の結果を踏まえて運転することの重要性を理解させる。

**(b)　人間の生理と運転の関係**

　　 視力、深視力等の強弱及び明順応、暗順応、錯覚等の視覚の特性が運転に及ぼす影響を理解させるとともに、飲酒時等の身体の機能の検査を実施するなどして飲酒等が運転に及ぼす影響を理解させ、計画的に運転すること及び体調を整えて運転することを指導する。特 に 、 ア ル コ ー ル に は 、 中 枢 神 経 を 麻 痺 さ せ る 作 用 が あ り 、 飲 酒 に よ り 体 内 に ア ル コ ー ル を 保 有 し た 状 態 で は 、 理 性 、 平 衡 感 覚 及 び 視 力 が 低 下 し 、 視 野 が 狭 く な る な ど 、 安 全 運 転 に 必 要 な 情 報 処 理 能 力 、注 意 力 、判 断 力 等 が 低 下 し た 状 態 に な る こ と を 説 明 し 、 飲 酒 運 転 は 重 大 な 事 故 に 直 結 す る 危 険 な 行 為 で あ る こ と を 理 解 さ せ る 。

**(c)　自動車に働く自然の力**

　　　　 以下の事項について、実際に自動車を運転させるなどして指導する。

　　　　① 摩擦力

　 タイヤの状態、制動距離と摩擦力の関係、ハイドロプレーニング現象等

　　　　② 遠心力

　　　　　 積載物の積み方と遠心力の関係、カーブにおける安全な速度等

　　　　③ 衝撃力

　　　　　 速度と衝撃力の関係、エアバッグ、シートベルト及びチャイルドシートの機能

　　　　　等

**(d)　交通事故の発生原因等**

　　 具体的な実例を挙げて交通事故の発生原因等を説明し、あわせて交通　　　　　　事故を防止するために様々な施策が講じられていることを説明すること　　　　　　により、交通事故を起こさないような運転の方法を指導する。

**（オ） 運転適性指導及び運転技能指導**

**ａ 目標**

運転者に運転適性及び運転技能を客観的に把握させるとともに、運転適性の類型ごとに特徴的な交通事故について理解させ、運転態度及び技能の改善を図る。

**ｂ 内容**

**(a)　運転適性指導**

　　 受講者に自動車を運転させたり、運転適性検査器材を用いたりして、運転適性を検査し、運転適性指導を行う。

**(b)　運転技能指導**

　　 　　 受講者に道路又は道路外のコースを走行させたり、運転シミュレーター　　　　　　を用いたりして運転技能指導を行う。

**イ　二輪車の運転者に対する交通安全教育**

　 二輪車は、体で安定を保ちながら走り、停止すれば安定を失うという構造上の特性を持っている。また、二人乗りと一人乗りとでは運転特性に違いがみられる面がある。さらに、二輪車の動きは他の自動車等の運転者から見えにくい場合がある。

　 そこで、二輪車の運転者に対する交通安全教育においては、これらの二輪車の特徴を踏まえ、アの四輪車の運転者に対する交通安全教育の内容のうち二輪車の運転に必要なものに加え、以下の事項を指導する。

**(ア)　運転に関する基本的事項の再教育**

**ａ　目標**

二輪車を安全に運転するための基本的事項を再確認させ、技能及び知識の定着を図る。

**ｂ　内容**

**(a)　服装の点検**

運転に適した服装及び乗車用ヘルメットについて説明し、実際に受講者に着用させるなどして、服装を点検することの必要性及び着用方法を理解させる。

**(b)　車種の選定**

　　 　適切な車種を選択することの重要性及び免許取得後、小型の車種から乗り始め、運転の熟練度に応じて大型の車種に乗ることを指導する。

**(c)　運転姿勢**

　　　　 視線、肩及びひじのゆとり、グリップの握り方、両ひざの締め付け、足の位置等を指導する。

**(d)　カーブにおける運転方法**

　　　 　カーブの手前で十分に速度を落とすこと、カーブでは右側部分にはみ出さないように注意すること、ハンドルを切るのではなく車体を傾けることによって自然に曲がるようにすること等のカーブにおける運転方法を指導する。

**(e)　ブレーキの掛け方**

　 ブレーキを掛ける場合は車体を垂直に保ち、ハンドルを切らない状態で、エンジンブレーキを効かせながら前後輪のブレーキを同時に掛けること及び乗車姿勢を正しく保つことを指導する。

**(f)　バランス走行**

　 　　 二輪車は、低速走行する場合に体重移動、ハンドル、アクセル、ブレーキ、クラッチ等の操作によって不安定になることを理解させ、直線狭路及び波状路の走行、連続して進路を転換する走行等をさせるなどして、車体のバランスを保持して走行する技能を向上させる。

**(g) 二人乗りでの運転**

　　 　 　二人乗りと一人乗りとでは運転特性に違いがみられる面があることを理解させる。また、同乗者に対して正しい同乗の方法を説明することの重要性を理解させるとともに、同乗者に配慮した運転方法を指導する。

**(h)　二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定**

　　 　 　原動機付自転車の右折方法、二人乗りの禁止に関すること等の二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定について習得の程度を確認し、必要に応じて指導する。

**(イ) 危険の予測と回避**

**ａ　目標**

二輪車を安全に運転するために必要な、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。また、歩行者、自転車の利用者、四輪車の運転者等の特性について理解させ、交通事故を防止するために必要な事項を習得させる。

**ｂ　内容**

**(a)　具体的な場面を設定して行う危険の予測と回避**

　 二輪車は、その動きが他の自動車等から見えにくいことがあり、周囲の交通の状況について一層の注意が必要となることを踏まえ、第2章第5節2(2)ア(イ)の内容を、二輪車の運転に即して指導する。特に、交差点の通行については、以下のような交通事故、環状交差点の通行については四輪車の巻込み事故のような交通事故がそれぞれ発生する状況を設定したり、運転シミュレーターを用いたりして、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。

　 　①　右折時の直進車との事故

　 ②　直進時の右折車との事故

　 ③　四輪車の左折巻込み事故

**(b)　四輪車についての理解**

　 　 二輪車については、その動きが他の自動車等の運転者から見えにくいことがあることから、四輪車の運転者からの二輪車の見え方等を理解させる。

**(3) 免許取得後の交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項**

**ア　適切な教育の内容及び方法の設定**

受講者の年齢、免許種別、運転経歴、自動車等の利用の態様、居住する地域の実情等が様々であることから、効果的かつ適切に交通安全教育を行うためには、アンケート等を行うなどしてこれらの事項を把握し、最適と思われる教育の内容及び方法を設定することが必要である。

**イ　適切な場所及び人数の設定**

　 自動車等を用いて実技訓練を行う場合には、事故を防止するために必要な広さの場所を確保するとともに、事前に指導者が実技訓練を行おうとする場所において使用する自動車等を運転して安全を確認したり、使用する自動車等の点検を行ったりするなど、安全を確保するために十分な対策を講ずる必要がある。また、実技訓練等に用いる自動車、運転シミュレーター等の数に限りがあっても、受講者全員が教育に参加することができるよう、適切な人数を設定することが必要である。

**ウ　運転適性指導及び運転技能指導を実施するに当たって配慮すべき事項**

　 運転適性指導及び運転技能指導は、受講者の運転適性及び運転技能を把握して、教育をより効果的に実施するために行うものであって、運転者としての優劣を判断するためのものでないことに留意し、指導に当たっては、あくまで受講者に安全運転上の問題点を自覚させることに重点を置く必要がある。